



マイクロ法人+個人事業主の二刀流による 社会保険料と税金の大幅な削減術

TOPIC

- 01. マイクロ法人のメリット
- 02. マイクロ法人のデメリット
- 03. 事前確定届出給与との比較

こんな方におすすめ

- ✓ 国民健康保険料の負担が大きい
- ✓ 所得税・住民税の負担が大きい
- ✓ 法人成りを検討している
- ✓ 事業の大きな拡大は考えていない

マイクロ法人とは？

マイクロ法人とはスモールビジネスを営むために設立される法人のことで、従業員数は少なく社長一人であることも多々あります。マイクロ法人は法律用語ではなく、一般的に社会保険料や税金の削減に重きを置いて設立されます。



【講師紹介】

税理士法人ベストフレンド
代表税理士 長尾哲也

参加者特典で
個別相談が無料！

令和7年4月24日(木) 10:00~11:30 (受付 9:30~)

会場

iビル (尾張一宮駅前ビル)
6階小会議室
〒491-0858 愛知県一宮市栄 3-1-2

参加費

一般の方 3,000円
メルマガ読者 1,000円
顧問先 無料



↑上記の
二次元コードからも
お申込み頂けます

セミナーお申込書 FAX.0586-24-5877

お名前	貴社名
所在地 〒	メール @
TEL	FAX
参加費 <input type="checkbox"/> 一般 3,000円 <input type="checkbox"/> SPC 会員・メルマガ読者 1,000円 <input type="checkbox"/> 顧問先 無料	